カンボジア王国 国民 信仰 国王

経済財政省

No. 1447 MEF. BK

プノンペン、2007年12月26日

税関申告手続と規程に関する省令

上級大臣兼経済財政大臣は、以下を確認し

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RKT/0704/124 号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する 1994 年 7 月 20 日付勅令第 02/NS/94 号
- 閣僚評議会の組織と機能に関する法を公布する 1994 年 7 月 20 日付勅令第 02/NS/94 号
- 経済財政省設置法を公布する 1996 年 1 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0196/18 号
- 関税法を公布する 2007 年 7 月 17 日付勅令第 NS/RKM/0707/017 号
- 経済財政省の組織と機能に関する 2000 年 1 月 20 日付政令第 04.ANK.BK 号
- 経済財政省の優先業務

次の通り決定する

第1条

全ての輸出品と輸入品は、関税及び公課が免除されているかにかかわらず、税関申告を行わなければならない。税関申告書様式は、本法令の別添 A の説明に定める単一管理書類(Single Administration Document: SAD)とする。

関税消費税局長は、必要に応じ、乗客関連の輸出入、郵便、その他の目的のために、他の税関 申告様式を定めることができる。

税関に登録された税関申告書は、対象貨物がカンボジアに輸入されたこと、または、カンボジアから輸出されたことを証明するために使用できる唯一の申請の書類である。

第2条

税関申告書は、関税消費税局長が定める公認の税関事務所に提出しなければならない。 税関申告書は、税関により事前承認が与えられている場合には、貨物の到着前に提出することができる。

輸入の場合:

a. 貨物がサマリー税関申告書により税関に申告されていない場合は、税関申告書は、本条第

2 段落に定める貨物の到着前の提出の承認が与えられていない限り、貨物の到着時に税関に提出されなければならない。貨物が税関の営業時間前に到着した場合には、税関申告書は、税関の営業開始後直ちに提出されなければならない。

b. サマリー申告書により貨物が税関に申告されている場合には、税関申告書は、貨物が保税 一時倉庫に入れられている場合及び貨物が通過手続に置かれている場合を除き、貨物が到着後 3 営業日以内に税関に提出されなければならない。

輸出の場合、税関申告書は、貨物の到着前の税関申告書提出を含め、本条第3段落a項に定められる条件に従って提出されなければならない。

第3条

輸出品または輸入品は、貨物の所有者または所有者に代わって通関手続を執行する権限を与 えられた者により申告されなければならない。

通関手続を執行する権限を与えられた者とは、次に掲げる者を含む。

- 経済財政省省令により通関業者として公認された者
- 通関を業としてなす者でないが、税関申告書作成を自己の業務となす者。この種の者は、特定品目につき一時的に他者に代わって通関手続を執行するために経済財政省より認可される場合がある。

第4条

税関申告書は、書面または電子的手段で作成されなければならない。電子的手段による税関申告書及び関連書類の提出のための規定と条件は、別添Bに定めるところによる。

現行法と規則を実施する目的のため、または、統計の目的のために、税関申告書は、本省令の 別添 A の説明及び関税消費税局長が発するその他の通達に従い、全ての必要な情報を完全に 記入しなければならない。

税関申告書に添付する書類は、商業インボイス、パッキングリスト、輸送関係書類等である。必要な場合には、積荷目録、ライセンス、許可証、原産地証明書、保険証書等の関連書類も、税関申告書に添付されなければならない。

特別な場合には、関税消費税局長は、書面での申告に代わり、口頭での申告を認めることができる。

税関申告書は、申告者によって署名されていなければならない。

第5条

複数の品目が一通の税関申告書に含まれる場合は、それぞれの品目は、個別の申告の対象となっているものとみなされる。それぞれの品目は、税関申告書にそれぞれ別個に記載されなければならず、また、現行の関税表に従って各品目の正しい分類コードを記載しなければならない。

第6条

税関申告書を提出することを認められた者が申告書を完成させるのに必要な情報を保有していない場合、その者は、申告書を提出する前に貨物を調査し、サンプルを取ることが認められる。そのような場合、暫定税関申告書を税関に提出しなければならない。暫定申告書を提出していても、必ず税関申告書を提出する義務がある。

暫定申告書の対象となっている貨物の外観及び性質を変えるようないかなる取り扱いも禁止される。

暫定申告書の様式及び申告者による貨物の予備的調査が行われる条件については、関税消費 税局長の決定により定められる。

第7条

正確かつ完全に完成され、必要書類が添付された税関申告書は、税関により受理され、直ちに登録されなければならない。

既定の申告様式によっていない税関申告書、正しく完成されていない税関申告書、必要書類が添付されていない税関申告書は、受理できないものとみなされ、税関で登録されない。関税消費税局長は、税関申告書の受理の条件を定めるものとする。

第8条

税関申告書が登録された後には、申告者は、税関申告書が登録された当日で、貨物の現物検査が行われる以前に限り、申告書を変更することができる。数量と評価額の情報についての変更、登録当日後の変更については、関税消費税局により承認されたものでなければならない。

第9条

税関申告書が登録された後、貨物の現物検査を行うまでに、税関は、原産地、関税分類、関税評価額、関税制度、支払が必要な関税等について、税関申告書に記載された情報の正確性と完全性を確認するため、税関申告書を検証しなければならない。税関は、貨物が禁止・制限品目に当らないか、その他の必要条件を満たしているか等についても検証しなければならない。

第10条

税関申告書の訂正、追加、取消、配布、管理、有効期限及びその他の要件、並びに通関書類は、関税消費税局長が定めるところに従い、規定された様式と方法で実施されなければならない。

第11条

税関申告書の検証が完了した後、リスク分析に基づき、必要な場合には、税関は、申告された貨物の全体または一部について現物検査を行うことができる。

第12条

本省令に反する全ての規程は無効とする。

第13条

関税消費税局を担当する王国政府代表、事務局長、内閣担当局長、関税消費税局長、経済財政省の関係部局は、関係する機関と担当者を含めて、署名の日から本省令の各条を有効に施行する。

上級大臣兼経済財政大臣 署名 キエット・チョン

写し提出先:

王宮省

上院事務局

国民議会事務局

カンボジア王国サムダッチ・アカ・モハ・セナ・バデイ・テコ フン・セン首相府

閣僚評議会

「今後通達する」

関税消費税局

第13条に規定する通り

カンボジア商工会議所

「広報協力と実施のため」

官報

公文書保管所

⁽注)本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じたいかなる損害に関しても責任は負いかねますので、 正確を期すためには 原文をご参照ください。

別添 B

税関申告書(単一管理書類:SAD)の電子的提出のための規定と条件

ASYCUDA (Automated SYStem for CUstoms DAta)と呼ばれる新しい自動化通関システムの実施により、税関申告書と関係書類の電子的提出が可能となっている。

輸入者、輸出者及びその代理人が税関申告書の電子的提出のために従うべき一般的手続は、 この別添に述べる通りである。

1. 単一管理書類の準備と印刷

通関業者・申請者は、単一管理書類を直接 ASYCUDA システムに入力する。コンピューターが申請書をシステム内の管理・参照ファイルと照合して、いくつかの審査を行う。システムは、すべてのデータが完全で有効である場合にのみ、登録を許可する。登録された申請書は、関税消費税局の許可がある場合のみ取り消すことができる。登録された申請書のみが、法的文書として認められる。

単一管理書類をシステムが登録した後、通関業者・申請者は、登録した単一管理書類2部を 印刷し、署名し、必要な関連書類とともに、適切な税関職員に提出する。

コンピューターシステムは、通関業者・申請者に申請書の処理状況を知らせる通知を自動的 に生成する。

2. 税関申告書(単一管理書類)の申請

税関申告デスクの税関職員は、登録済の単一管理書類、関連書類、コンピューターをチェックし、単一管理書類が適切に記載され、印刷され(明瞭、判別可能)、通関業者・申請者により署名され、必要な関連書類が登録済単一管理書類のハードコピーとともに提出されているか等を検証する。

税関は、上記の第1段落の必要条件を満たさない単一管理書類を拒否することができる。

3. 単一管理書類処理レーン

単一管理書類が完全かつ十分にチェックされた後、税関職員は、システムに単一管理書類を査定することを求める。自動化システムは、リスク管理基準を適用して、各申請書を次に掲げる処理レーンに振り分ける。

- **赤レーン**: 単一管理書類が緑レーンに回付される状態になるまで、単一管理書類は詳細な検査(書類審査)を受け、貨物の現物検査、税関職員による査定(マニュアル査定)が行われる。
- 黄色レーン: 単一管理書類が緑レーンに回付される状態になるまで、単一管理書類は詳

細な検査(書類審査)を受け、税関職員による査定(マニュアル査定)が行われる。

- **緑レーン**: 単一管理書類は自動化システムで査定され、通関書類が発行される。単一管理書類のハードコピーは、事後書類調査・監査の対象となる場合がある。
- **青レーン**: 単一管理書類は、緑レーンと同じ取り扱いを受けるが、特定の理由から事後調査の対象とされる。

申請書が、赤レーンまたは黄色レーンに振り分けられた場合、税関は、当該申請書がそのレーンに振り分けられた正確な理由を選定基準に照らし合わせて検証する。コンピューターは、輸入ライセンスの必要性、密輸の履歴、サンプルを取るべき品目等の、検証すべき特定の必要条件を示す。単一管理書類は、書類審査も受ける。赤レーンに振り分けられた場合は、税関職員が現物検査を行うこととなる。

4. 質問デスク

書類審査で不合格となった単一管理書類、現物検査で不合格となった単一管理書類は、税 関質問デスクに回付される。通関業者・申請者は、単一管理書類の状況が「質問」となったこと と質問の理由を通知される。

通知を受領した場合、通関業者・申請者は、自身で質問デスクに出頭する。税関質問デスク職員と通関業者・申請者間で、単一管理書類に必要な修正について協議される。ここで合意に至らない場合、税関職員は、関税消費税局本部での今後の対応のために、記録または報告書を準備する。

上記の対応が完了し、合意が得られた場合には、申請書に税関職員が署名し、質問の結果に基づき検査実施記録を完成させる。申請書は、税関により緑レーンに回付される。

5. コンテナスキャン検査

コンテナスキャン検査は、申請書処理とは別個に独立して実施される。

ASYCUDA システムは、スキャン検査所でも利用可能となっており、スキャン検査官が、実際のスキャン画像・スキャン情報と、単一管理書類で申請した貨物を比べることが可能となっている。

何らかの不整合が発見された場合には、税関により検査実施記録に記録されなければならない。

6. 査定通知

単一管理書類が ASYCUDA システムにより査定された場合、支払うべき関税・公課が記載された査定通知が発行される。この通知は、関税、公課、手数料、その他の料金を支払う際の参照書類とされるべきである。

7. 会計

関税、公課、手数料、その他の料金を、規定に基づき支払う。カンボジア中央銀行(National Bank of Cambodia)又は他の公認金融機関で支払った場合には、領収書を税関に提示する。 コンピューターシステムが関税領収書を発行する。

8. 貨物の引取許可

関税、公課、手数料、その他の料金の支払いが完了すると、税関は貨物引取許可証を発行する。この許可証には、申請に関連した関税、公課、手数料、その他の料金の詳細が記載され、税関から貨物を引き取る許可証として使用される。貨物引取許可証は、貨物が置かれている倉庫やコンテナヤードから貨物を移動することの許可にも使用される。

9. 事後調査

青レーン、緑レーンの申告書の審査については、主に事後調査で実施されることとなる。

⁽注)本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じたいかなる損害に関しても責任は負いかねますので、 正確を期すためには 原文をご参照ください。